

鳥取県告示第5号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成17年度から平成23年度まで	米子市(富益町の一部[05])の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成24年1月10日
〃	平成18年度から平成23年度まで	米子市(富益町の一部[06])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	平成19年度から平成23年度まで	米子市(富益町の一部[07])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
琴浦町	平成20年度及び平成21年度	琴浦町(大字八橋、大字笠見及び大字田越の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋、大字笠見及び大字田越の各一部	〃